

## 近年の行政改革の実績等

平成17年11月18日  
内閣官房行政改革推進事務局

## I 近年の行政改革の実績

### 1. 政治主導体制の強化

- ① 内閣主導の体制整備（平成13年1月）
  - ・ 内閣府の新設、特命担当大臣の新設（経済財政政策、科学技術政策、防災等）。
  - ・ 内閣官房の幹部を政治任用化、内閣総理大臣補佐官を3人以内から5人以内に拡充
- ② 政務次官制（24人）を改め、認証官である副大臣22人（副長官含む）、大臣政務官26人に強化

### 2. 中央省庁の再編等

- ① 1府22省庁を半減し、13府省庁に大括り再編（平成13年1月）
- ② 本省局数、課室数の削減
  - ・ 官房、局の数を省庁再編に併せ、128から96に削減
  - ・ 課室の数を省庁再編に併せ、1166から995に削減
 引き続き削減に努力し、平成17年度末までに900に削減
- ③ 地方支分部局の整理

- 【例】
- ・ 地方建設局と港湾建設局を統合⇒地方整備局を設置
  - ・ 地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合⇒地方厚生局を設置
  - ・ 都道府県労働基準局、都道府県女性少年室、47都道府県の職業安定・雇用保険主管課を統合し、都道府県労働局を設置

### 3. 郵政事業の公社化・民営化

平成15年4月 独立採算、経営の自主性を基本とする国営の郵政公社を設立

平成16年9月 「郵政民営化の基本方針」を閣議決定

平成17年10月「郵政民営化関連6法案」可決・成立

### 4. 独立行政法人等への移行

- ① 平成13年1月に独立行政法人制度を創設。中央省庁の研究機関、文教研修機関、検査検定機関等の独立行政法人への移行を推進。平成16年度に国立病院・療養所等を独立行政法人化
- ② 平成16年度に国立大学の国立大学法人化（非公務員）。（101大学→89大学法人）

[参考]

5. 国の行政組織等の減量・効率化

国の行政機関の職員の定員について、

- ① 治安の回復、経済構造改革等山積する重要課題への対応の必要性。併せて、政府全体としてのスリム化の要請。このため、10年10%の計画的削減に加え、IT化、アウトソーシング等による更なる減量・効率化を推進
- ② これまでの定員削減努力と郵政事業の公社化、国立学校の非公務員法人化等により、平成16年度の中央省庁の体制は33万人程度（中央省庁再編時84万人）にまで縮減 ⇒ 諸外国と比べてもスリムな体制

※中央政府の職員数（防衛職員を除く）の国際比較（人口千人当たりの人数）〈13年度〉

（単一国家）			（連邦国家）		
日	英	仏	米	独	（人）
2.8	6.5	28.8	4.2	2.2	
（16年度）					

- ③ 平成17年度以降5年10%（33,230人）の新たな定員合理化計画を策定（17年10月閣議決定）

6. 政府関係法人の改革

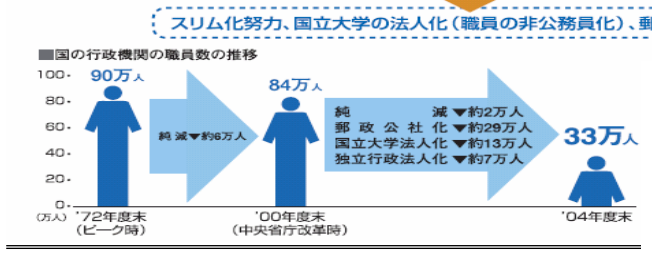
(1) 特殊法人、認可法人の改革

- ① 平成13年12月「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定。対象となる163法人について、廃止、民営化、独立行政法人化等を決定
- これまで136法人について改革関連法案成立等の措置済（廃止16法人、民営化等36法人、独立行政法人化39法人、共済組合45法人）併せて、特殊法人等向け財政支出を、特殊法人等から移行する独立行政法人等向け財政支出を含め、これまで概ね1.5兆円程度削減

職員数の推移

1972年以来、中央政府の職員を約8万人（約1割）純減しました。

- 職員数がピークを迎えた1972年以来、行政需要が拡大する中であるにもかかわらず合理化に努め、職員数を大幅に減らしてきました。
- さらに2001年から「簡素・透明・効率」をめざす中央省庁改革によって、大規模な改革を進めています。
- 独立行政法人化されたものについても、目標管理の導入・徹底により、さらなる効率経営に努めています。



定員に関する新たな取組

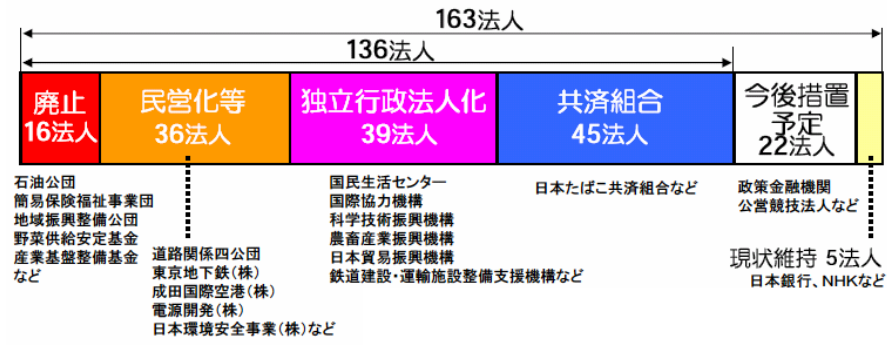
これからの5年で10%（約3.3万人）以上の職員を削減・合理化しつつ、治安など真に必要な部門は、職員の数を増員することで大胆な定員の再配置を進めるとともに、純減の確保に努めます。

- 定員削減計画を改定し、5年で5%から5年で10%へと、削減・合理化ペースを2倍に

これまで以上に事務・事業の見直しを図ります。

- 農林統計の見直しや社会保険庁の抜本的改革など。
- ITの活用によって人事・給与など内部管理事務の職員を3割以上削減。

特殊法人等整理合理化計画に基づき、改革対象とされた163法人のうち136法人（8割強）について、法律改正等の措置を講じました。（17年8月現在）



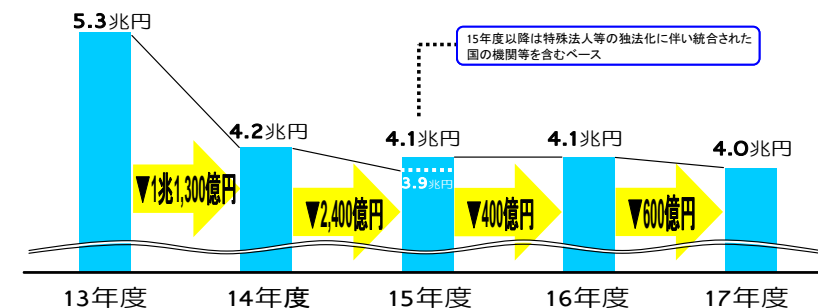
- ② 特殊法人等役員の給与を1割程度削減(14年3月閣議決定)。退職金を14年3月以前と比較して約1/3の水準に引き下げるとともに、法人の運営実績を反映(14年3月、15年12月閣議決定)
- ③ 民間法人化された特殊法人等について、事業、役員人事、ディスクロージャー等運営全般にわたる政府としての統一的な指導基準を閣議決定(14年4月)

## (2) 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し

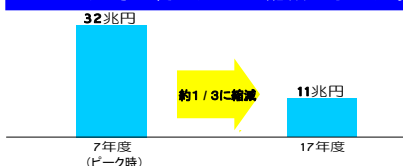
主務大臣が、法人ごとに3～5年の中期目標を定め、中期目標期間が終了する際に、法人の事務・事業について抜本的な見直しを実施

[参考]

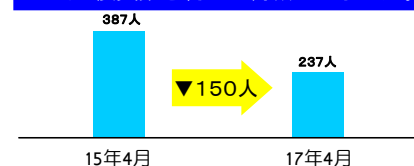
特殊法人等向け財政支出を改革開始後4年間で約1.5兆円削減しました。



特殊法人等向け財政投融资の規模をピーク時の約1/3に縮減しました。



特殊法人等から移行した独立行政法人の役員数を約40%減らしました。



特殊法人等の役員の給与や退職金を削減しました。

- 特殊法人等の役員の給与を14年度から平均で約10%減らしました。
  - 特殊法人等、独立行政法人などの役員の退職金も、16年1月以降の在職期間については、通常の業績の場合、14年3月までの水準に比べて約3分の1に削減しました。
- 例) 大規模事業団の理事長の給与 → 15.6%削減  
中規模事業団の理事長の給与 → 14.1%削減

役員退職金を約1/3に削減

独立行政法人の中期目標期間終了にあたり、廃止・統合、役職員の非公務員化など厳しく見直します。

### 16年

- 17年度末までに中期目標期間が終了する56法人のうち、32法人を前倒しで見直し、22法人に再編、統廃合することを決定しました。

・32の独立行政法人を22に再編(10法人の減)

(例)「消防研究所」「農業者大学校」の廃止  
「国立青年の家」「国立少年自然の家」「国立オリンピック記念青少年総合センター」の統合  
「産業安全研究所」「産業医学総合研究所」の統合

・研究・教育関係の25法人約8,300人を新たに非公務員化

(例) 農業・生物系特定産業技術研究機構、航海訓練所など

### 17年

- 残る24法人についても17年中に厳しく見直し、結論を出します。
- (例) 国立美術館、肥料料検査所、経済産業研究所など

### 18年以降

- 特殊法人等から移行した独立行政法人について、中期目標期間終了にあたり、厳しく見直します。

## 7. 規制改革の推進

- ① 3次にわたる「規制改革(緩和)推進計画」で5,000項目以上を改革。  
16年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定(17年3月に改定)
- ② 閣僚を構成員とする規制改革・民間開放推進本部と民間有識者主体の規制改革・民間開放推進会議を設置
- ③ 「市場化テスト(官民間の競争入札制度)」モデル事業の導入(社会保険庁、ハローワーク、行刑施設関連)

## 8. 電子政府の実現

15年7月に「電子政府構築計画」を決定(各府省情報化統括責任者連絡会議決定。16年6月改定)。17年度末までを計画期間として推進

- ① 国民の利便性・サービスの向上を推進。15年度までに国の行政機関が扱う申請・届出等手続の96%(13,317件)をオンライン化
- ② IT化に対応した業務改革を推進。府省横断的な業務・システム(人事・給与・統計調査等21分野)、個別府省の業務・システム(社会保険、登記等56分野)について業務・システムを効率化・合理化

## 9. 政策評価システムの導入

14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」施行

## 10. 国家公務員の給与の見直し

- ① 平成11年度以降、給与水準を約7.7%引き下げ
- ② 給与構造改革を平成18年度から実施
  - ・ 地場賃金の適正な反映(全国共通に適用される俸給表水準を平均4.8%程度引き下げ。民間賃金の高い地域に地域手当を支給)
  - ・ 年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映

### 手続のオンライン化

便利でわかりやすい行政手続のオンライン化を進めていきます。

- これまでに、登記、国税、社会保険など国の機関に対する申請や届出の96%がパソコンで自宅や会社からできるようになりました。

さらに…

いっそう利用しやすくするために、

- ★ 業務の効率化による手数料の引き下げ
- ★ 添付書類の廃止を含めた手続そのものの簡素化・合理化の徹底
- ★ 処理にかかる時間の短縮

などを内容とするプランを2005年度末までに明らかにし、実現していきます。

### 国家公務員の給与・退職手当の見直し

厳しい民間の経済状況を反映して、給与や退職手当を減らしてきました。

■最近の給与水準の引下げ状況

年度	月給の増減(%)	ボーナスの支給月数の増減(月)	年収の増減(%)
1999	0.28	4.95 (▼0.3)	▼1.5
2000	0.12	4.75 (▼0.2)	▼1.1
2001	0.08	4.70 (▼0.05)	▼0.2
2002	▼2.03	4.65 (▼0.05)	▼2.3
2003	▼1.07	4.40 (▼0.25)	▼2.6

年収(平均年間給与)  
約**7.7%**引き下げ  
(1999年度以降の累積)

退職手当  
約**8.4%**引き下げ  
(対2001年度比)

## II 主な行政改革のスケジュール

	特殊法人等改革 [内閣官房行政改革推進事務局(行革事務局)等]			公務員制度等改革 [行革事務局等]		
	特殊法人等		独立行政法人	行政代行政法人等	公務員総人件費改革	公務員制度改革
	11月	<p>公営競技関係法人</p> <p>政策金融機関</p> <p>「政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針」の策定(経済財政諮問会議において、11月を目標)</p> <p>参与会議ヒアリング</p>	<p>&lt;独立行政法人に関する有識者会議指摘事項のとりまとめ&gt;</p> <p>勸告の方向性のとりまとめ[総務省政策評価・独立行政法人評価委員会]</p>	<p>[特別の法律により設立される民間法人の見直し]</p>	<p>総人件費改革の基本指針に向けた議論(経済財政諮問会議)</p> <p>総人件費改革のための基本指針の策定(経済財政諮問会議)</p> <p>総人件費改革のための実行計画案のとりまとめ</p>	<p>制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討</p>
12月	(とりまとめ)	(各省において見直し案を策定)	決定	決定	決定	<p>総人件費改革のための実行計画策定(年内)</p>
1月		経済財政諮問会議の「基本方針」を踏まえ対応			実行計画の着実な実施を推進	本府省を対象とした人事評価の試行に着手(総務省が中心)
2月						
3月						
備考	(平成20年度からあるべき姿に移行)	(平成18年度以降)特殊法人等から移行した独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し	平成18年末までに、特定事務事業指定法人、基金等保有法人の所要の見直し			

公益法人制度改革 [行革事務局等]	規制改革 [内閣府]	公共サービス効率化制度(市場化テスト) [内閣府]	特別会計の見直し [財務省]	その他	行革方針の推進等
<p>「公益法人制度改革の基本的枠組み」の具体化を受け、更に具体的検討・法制化に向けた具体的立案作業・移行措置の具体化</p>	<p>規制改革・民間開放推進会議第2次答申決定</p>	<p>対象事業の選定を含め法制化に向けて政府内調整</p>	<p>【財政審・特別会計小委員会】各省ヒアリング等 ↓ 特別会計の見直しについて報告書取りまとめ</p>	<p>【社会保険庁改革】新組織の名称・法令上の位置づけ等を平成17年中に決定</p>	<p>【政策評価】 ・「政策評価に関する基本方針」の策定(年内)</p> <p>・新ガイドラインの策定(年内)</p>
	<p>最大限尊重 閣議決定</p>				
<p>所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す</p>	<p>規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(閣議決定)</p>	<p>法律案を次期通常国会へ早期提出することを旨す</p>		<p>【社会保険庁改革】通常国会法案提出</p> <p>【電子政府】オンライン利用促進のためのアクションプラン策定</p>	<p>【行政効率化(ムダゼロ)推進計画】取組実績をフォローアップ</p> <p>【「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」】実施状況をフォローアップ</p>
<p>*18年度のスケジュールについては、今後検討</p>					